公立大学法人大阪における懲戒処分の公表基準

１．　目的

公立大学法人大阪（以下「法人」という。）における懲戒処分事案を公表することにより、大学等運営の透明性を確保し、社会に対する説明責任を果たすとともに、役員及び教職員（以下「役職員」という。）の服務に関する自覚を促し、不祥事の再発防止に資することを目的とする。

２．　公表の対象とする懲戒処分事案

本法人の役職員に対し懲戒処分を行った事案で、次のいずれかに該当する懲戒処分は公表するものとする。

(1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分

(2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇又は停職である懲戒処分

(3) (1)及び(2)以外の懲戒処分のうち、当該事案について公表しないことが、社会的公平を著しく欠くと判断した場合

３．　公表する内容

(1) 事案の概要、処分量定、処分年月日及び所属、役職、年齢、性別等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとすることを基本として公表するものとする。

(2) 懲戒解雇並びに大阪公立大学研究公正規程第23条、大阪公立大学工業高等専門学校研究公正規程第23条、大阪公立大学研究費の取扱に関する規程第22条及び大阪公立大学工業高等専門学校研究費の取扱いに関する規程第22条に基づき、被処分者の個人名を公表するものとする。

(3) 前号以外の事案であっても、当該事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して、個人名を公表することがある。

４．　公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等においては、２及び３にかかわらず公表内容の一部又は全部を公表しないことがある。

５．　公表の時期及び方法

(1) 公表は、懲戒処分を行った後、速やかに行う。

(2) 公表の方法は、原則として、本法人のホームページへの掲載により行うものとするが、懲戒解雇及び停職３月以上の懲戒処分事案については、報道機関へ資料配付を行う。

(3) 公表の期間は、原則として１か月とする。ただし、事案の内容等を勘案し、特に必要があると認める場合は、この限りでない。